R8.4月版

彩の国 埼玉県

肝炎ウイルスの治療を終えられた方・経過観察中の方へ

肝炎定期検査費用助成のご案内

埼玉県では、肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性患者等が定期的に受けた検査の費用を助成しています。

対象者

埼玉県内に住所を有し、以下の全ての要件に該当する方

1. 医療保険各法(後期高齢者含む)の規定による被保険者又は被扶養者
2. 肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎患者、肝硬変患者、肝がん患者（治療後の経過観察を含む）
3. 住民税非課税世帯に属する方又は市町村民税(所得割)課税年額が235,000円未満の世帯に属する方
4. 県又は県内の市町村のフォローアップ事業（定期的に状況確認の連絡を行うこと）に同意した方
5. 肝炎治療医療費助成の受給中でない方
6. 県が指定した医師による定期検査を受けた方
   - 日本肝臓学会肝臓専門医又は埼玉県肝炎医療研修会受講修了医師

助成回数：年2回

（4月～3月の年度毎に2回）

検査を受診した日の属する年度末までに申請が必要です。

助成額

1回の助成につき、助成対象額から自己負担額を差し引いた額を助成します。

住民税	病態	自己負担額
非課税世帯に属する方	慢性肝炎 肝硬変 肝がん	0円
課税世帯に属する方	慢性肝炎	2,000円
	肝硬変 肝がん	3,000円

請求に必要な書類

- **「肝炎検査費用請求書（定期検査）」**
- 助成対象となる検査に係る医療機関の**領収書**及び**診療明細書**（原本）
- **診断書**（県が定めた様式に医師が記載）

  下記のいずれかに該当する方は、診断書は不要です。※病態に変化があった場合は必要
  ① 過去に定期検査費用の助成を受けたことがある方
  ② 1年以内に肝炎医療費助成の申請において、診断書を提出した方
  ③ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業において、臨床調査個人票及び同意書を提出した方
  ④「私の肝臓健康手帳」の様式に、県が指定した医師による病態等の記載がある方

- **フォローアップ事業参加同意書**（写し可）（定期検査費用助成を初めて申請する場合）
- **世帯全員の記載のある住民票**（マイナンバー記載なし、申請日以前3か月以内に発行のもの）
- **世帯全員の市町村民税の課税年額を証する書類**（申請時に取得できる最新のもの）
- 市町村民税額合算対象除外希望申請書・保険情報が確認できるもののコピー等（該当者のみ）
- 振込先金融機関の口座がわかるもの（**預金通帳の写し**等）

助成の流れ

指定医療機関で精密検査を受診・検査費用を支払う

→ 必要書類を揃えて管轄保健所に申請

→ 審査の上、県が認めた額が口座に振り込まれる

埼玉県のマスコット
「コバトン」「さいたまっち」

マイナンバーを用いた添付書類の省略について

マイナンバーを用いた情報連携により確認できる場合、「住民票」「課税年額を証する書類」「保険情報が確認できるもの」については省略することができます。

※「個人番号利用同意書」「個人番号届」及び「本人確認書類」が必要です。
「本人確認書類」については、埼玉県疾病対策課のホームページにより最新の必要書類を御確認ください。
※通常の申請より事務処理に時間がかかります。
※マイナンバーを用いた情報連携で確認ができなかった場合、書類の提出を求めることがあります。

対象となる検査項目

初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び下記の検査に関連する費用として県が認めた費用が助成の対象となります（医師が真に必要と判断したものに限ります。保険適用外の検査や診療明細書の発行に係る費用は助成対象となりません。）。

	B型肝炎ウイルス	C型肝炎ウイルス
血液形態・機能検査	末梢血液一般検査、末梢血液像	
出血・凝固検査	プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間	
血液化学検査	総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、γ-GT、総コレステロール、AST、ALT、LD	
腫瘍マーカー	AFP、AFP-L3%、PIVKA-Ⅱ半定量、PIVKA-Ⅱ定量	
肝炎ウイルス関連検査	HBe抗原、HBe抗体、HBVジェノタイプ判定等	HCV血清群別判定等
微生物核酸同定・定量検査	HBV核酸定量	HCV核酸定量
画像診断	超音波検査（断層撮影法（胸腹部）） ※肝硬変・肝がん（治療後の経過観察を含む。）の場合は、超音波検査に代えてCT撮影又はMRI撮影（造影剤を使用した場合の加算等も含む。）も助成対象となります。	

申請窓口・問合せ先

保健所名	電話番号	管轄市町村一覧
南部保健所	048-262-6111	蕨市、戸田市
朝霞保健所	048-461-0468	朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町
春日部保健所	048-737-2133	春日部市、松伏町
草加保健所	048-925-1551	草加市、八潮市、三郷市、吉川市
鴻巣保健所	048-541-0249	鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町
東松山保健所	0493-22-0280	東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、川島町、吉見町、東秩父村
坂戸保健所	049-283-7815	坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、鳩山町
狭山保健所	04-2954-6212	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市

保健所名	電話番号	管轄市町村一覧
加須保健所	0480-61-1216	行田市、加須市、羽生市
幸手保健所	0480-42-1101	久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町
熊谷保健所	048-523-2811	熊谷市、深谷市、寄居町
本庄保健所	0495-22-6481	本庄市、美里町、神川町、上里町
秩父保健所	0494-22-3824	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町
さいたま市保健所	048-840-2214	さいたま市
川越市保健所	049-229-4126	川越市
川口市保健所	048-423-6726	川口市
越谷市保健所	048-973-7531	越谷市